

2025 年 8 月 4 日

各支給認定保護者各位

大津あいあい保育園
園長 下村 和美

2024（令和6）年度 施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知

標題について、本園が大津市より法定代理受領した施設型給付費等の金額は、保護者に通知することとなっているため、下記及び別添のとおり報告させていただきます

※あくまで実績をご報告するものであり、給付や利用者負担額の支払等が追加発生するものではありません。

■保護者のみなさまに報告する金額について

国の定めた「公定価格」という園児の各認定区分や年齢ごとの単価から、各支給認定保護者にかかる利用者負担額（保育料）を差し引いた額の合計を、大津市から法定代理受領しています。

児童ごとの単価は、年齢や支給認定区分、副食費の免除対象児童かどうかなどの区分ごとに分かれています。

具体的な金額については、別添「各支給認定子どもの公定価格一覧」をご覧ください。

■法定代理受領とは

(1)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼びます。）

(2)下記のとおり、法定代理受領した施設型施設型給付費等の額を保護者に通知しなければならないこととなっています。

→「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならない。